

ケアラー実態調査業務委託
企画提案仕様書

令和6年10月
山梨県 県民生活総務課

1 目的

家族介護の担い手は、人口増を前提とした時代に比して、より少ない人数で、仕事と介護を両立していかなければならず、近年は、子育てと介護の時期が重なる「ダブルケア」の問題も生じている。

加えて、2025年には団塊の世代全てが75歳以上の後期高齢者となることから、介護を必要とする人の割合が今後急速に大きくなると見込まれているなど、ケアラーを取り巻く環境は多くの課題を有しており、ケアラー本人のみならず、家族生活等へのサポートが急務となっている。

本業務は、本県におけるケアラーの実態調査・分析、課題の抽出、その解決策を提示することにより、介護離職ゼロ社会の構築に向けた的確な対策を構築することを目的とする。

2 契約期間

契約締結日から令和7年3月25日まで

3 業務の内容

業務内容は以下のとおりとする。

(1) 県内のケアラー等に対する実態調査及び分析の実施

本県のケアラーの実態を正確に把握するための実態調査を実施し、的確な対策の構築に必要なデータの抽出及び分析を実施する。

【調査の項目】

① ケアラー本人に関する実態調査

- 調査対象：i 本県に在住する18歳から80歳までの県民4,000人（*）
* 対象者リストは契約締結後に県から受託者へ提供予定
- ii 支援機関を利用するケアラー（特定の2週間の利用者）
- 調査項目

大分類	調査項目	目的
属性	性別・年齢・職業・居住地域 など	本県のケアラーの特徴を把握
ケアを受けている方の状況	ケア対象の人数・関係・性別・年齢・ケア等が必要な理由・要介護、要支援認定の有無・同居の有無・生活場所・利用サービス など	潜在的なケアラーの掘り起こし、ケアを受けている方の状態の把握
ケアの状況	ケアをしている期間・ケアの内容・ケアラーとなった理由・ケアの負担感 など	ケアに伴う時間的、日常的な負担の把握
困っていること、悩んでいること	ケアラー自身・ケアを受けている方・家族・サービス・生活において困っている、悩んでいること など	ケアに伴う困難、悩みの把握
ケアの代替者	ケアができないときに代わりになってくれる方 など	緊急事態への対応、安心してケアできる環境の把握

利用サービス	介護保険サービス等の利用の有無及び内容・自己負担感・満足度・利用のきっかけ・利用していない理由・利用することへの抵抗感 など	サービスの認知度、利用状況の把握 サービスを利用しない背景の把握
事前準備・知識の有無	ケアに関する事前準備・知識の有無・入手方法 など	必要な知識・情報、効果的な提供方法の把握
ケアラーの生活状況	健康状態・休息、睡眠状況、ケアによる生活、就労状況の変化・退職理由 など	ケアラーの置かれている環境、就労・離職状況の把握
ケアラー支援に必要なこと	負担感（精神的・身体的・時間的・金銭的）の内容、相談窓口 など	不足している支援の把握
暮らし向き	現在の暮らし向き、今後の見通し など	ケアラーの困窮度、将来に対する見通しの把握
行政（県・市町村）に対する意見		必要な支援策の検討

➤ その他事業者が提案する事項

② ケアラー支援機関に関する実態調査

- 調査対象：本県に所在する支援機関 500 団体（＊）
（地域包括支援センター、居宅介護事業所、訪問介護事業所、訪問看護事業所、医療的ケア児支援センター、がん相談支援センター、こども家庭支援センター、子ども食堂 等）
＊ 対象者リストは契約締結後に県から受託者へ提供予定

・ 調査項目

大分類	調査項目	目的
ケアに関する相談状況	相談件数・増減の状況・内容の変化 など	相談状況の把握
支援状況	提供している支援の内容 など	支援内容の把握
連携機関	連携している機関の状況 など	切れ目のない支援体制の把握
ケアラーに必要な支援	強化すべきサービス・必要な支援・公的サービスにつながらなかった事例 など	効果的なサービスの提供方法等の把握
困難事例	困難事例の有無・内容、ケアラーが抱えている課題 など	課題の把握
行政（県・市町村）に対する意見		必要な支援策の検討

➤ その他事業者が提案する事項

③ 企業に関する実態調査

- 調査対象：県内に本社又は事業所がある企業：2,300 社（＊）
＊ 対象者リストは契約締結後に県から受託者へ提供予定

・ 調査項目

大分類	調査項目	目的
両立に必要な制度への対応状況	介護休暇・介護休業・介護のための短時間勤務等の制度・介護のための所定外労働の制限（残業免除の制度）の認知度、規定の有無・規定していない理由・周知方法 など	企業の両立支援制度導入状況等の把握
独自の支援策	独自の両立支援制度導入の有無・内容・導入した理由・導入予定 など	独自の両立支援制度導入状況等の把握
制度の利用状況	介護休暇、福利厚生の利用状況・利用が低迷している場合の理由 など	制度を利用しやすい環境の整備状況の把握
改正育児・介護休業法への対応状況	改正育児・介護休業法への対応状況など	現段階における法改正への準備状況の把握
ケアラーと見込まれる従業員数	ケアラーと見込まれる従業員数など	ビジネスケアラーの割合・企業の人事管理状況の把握
企業の意識	介護離職防止、仕事と介護の両立支援の必要性・重視度合い など	仕事と介護の両立に対する企業の意識の把握
検診体制	受診率・要精密検査受診率・健康づくりへの取組状況 など	従業員が安心して働ける環境整備状況の把握
行政（県・市町村）に対する意見		必要な支援策の検討

➤ その他事業者が提案する事項

- ④ 他自治体のケアラー支援取組状況等に係る調査分析
- ⑤ その他事業者が提案する事項

(2) (1) で抽出したデータ分析等に基づく、効果的なケアラー支援推進計画の素案の作成

4 委託料

委託料上限 14,960,000円（消費税及び地方消費税相当額含む）

※ この金額は、本業務の調達における提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

5 評価項目及び点数

プロポーザルにおける評価項目及び配点は、別紙の審査基準表のとおりとする。

6 報告

受託者は、この事業の実施状況について、次により県に報告する。

(1) 実績報告書の提出

受託者は、本事業の完了後10日以内に受託業務に係る実績報告書を県へ提出

するものとする（別途、電子データ（CD-ROM）も提出すること。）。

（２）その他の報告業務

受託者は、県から指示があった場合には、事業の実施状況について随時必要事項を報告するものとする。

7 再委託

業務の全部又は一部を第三者に委託することは原則として認めない。但し、一部についてあらかじめ書面により知事の承認を得たときは、この限りではない。

8 守秘義務等

（１）受託者の責務

- ・ 受託者は、委託業務の実施に当たり、知り得た個人情報に関して、この事業に従事する全ての職員に、委託期間中及び委託契約終了後守秘義務を課すこと。
- ・ 受託者は当該個人情報を委託業務の目的以外に利用してはならない。
- ・ 受託者は当該個人情報を受託者又は他の者の営業のために利用してはならない。

（２）個人情報収集の制限

- ・ 受託者は委託業務を実施するために個人情報を収集するときは、委託事業の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

9 特記事項

- （１）本事業を実施するにあたっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、事業目的を達成するために効率的に運営すること。
- （２）委託事業実施にあたっては山梨県財務規則やその他関係法令を遵守するほか、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。
- （３）本事業を実施するにあたっては、事故や運営上の課題などが発生した場合には、速やかに県に連絡すること。
- （４）本事業に係る苦情等に関しては、受託者が責任を持って対応するものとし、併せて速やかに県に報告すること。
- （５）成果品の納入前に事故が発生したときには、その理由にかかわらず、直ちにその状況、処理対策等を県に報告し、応急措置を加えた後、書面により県に報告すること。
- （６）本業務における成果品及び業務中に作成した資料の所有権及び著作権は、すべて県に帰属するものとする。
- （７）本業務において打ち合わせ及びヒアリング等をした場合は、速やかに議事録を作成し県に提出すること。

10 その他

本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、県と協議してこれを定めるものとする。

審査基準表

区分	評価項目	配点
調査・分析	実態調査の「調査項目」について、ケアラーの実態把握や的確な対応策を講じるために有用な提案がなされているか。	10
	実態調査の「調査方法」について、有用な提案がなされているか。回答者の過度の負担とならない配慮がなされ、分析に必要な回収率が見込まれる提案となっているか。	10
	調査結果の「分析」について、ケアラーの実態や課題の把握、的確な対応策を講じるために有用な提案がなされているか。	10
	ケアラー支援推進計画の「素案作成」について、具体的な手順・検討内容が示されているか。	10
	他自治体の先進的な取組状況等に係る調査分析をするために有用な提案がなされているか。	10
	確実に業務遂行が可能なスケジュールとなっているか。	5
コンサルティング実績	官公庁又は都道府県からの委託事業等で、ケアラー支援に関する調査分析業務等に従事した実績を有する担当者を配置しており、本事業の運営に貢献することが見込まれるか。	10
実施体制	組織体制や人員、ケアラーに関する専門的知識を有する者の配置など、事業を実施する上での体制が十分確保されているか。	10
	情報管理に関して、個人情報保護や情報漏洩に対する対策等、組織として適切な取組がとられているか。	5
その他提案 アピール	事業全体を通じて、仕様書に記載されている内容以外に有益な提案がなされているか。	10
価格	最も低い費用の提案者を10点とし、以下の計算式で点数を計算する。 点数 = 10 × 最低価格 / 見積価格 (小数点以下四捨五入)	10

計100点